

[保育課関係]

1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト [待機児童ゼロ特命チーム] について

(別冊参照)

2. 多様な保育サービス等の推進について

延長保育や休日保育等の多様な保育サービスについては、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、平成26年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成23年度予算案においても、「子ども・子育てビジョン」の目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業内容の見直し（改善）を図っているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取り組みができるよう、特段のご配慮をお願いする。

(1) 家庭的保育事業の推進について

家庭的保育事業については、平成23年度予算案において、連携保育所経費の増を図るとともに、家庭的保育補助者経費の加算を行い、家庭的保育事業の取り組みの拡大を図ることとしているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

さらに、「安心こども基金」において、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を実施する「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者が自宅以外で保育を行う場合の賃借料の補助を実施する「家庭的保育賃借料補助事業」を実施しており、平成23年度においては、待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する自治体においては、補助率の嵩上げ要件の緩和、賃借料単価の引き上げを予定している。

また、市町村がNPO法人等に委託して実施する事業について、平成21年より安心こども基金を利用して試行的に行われてきたが、平成23年度からは、保育対策等促進事業の委託先の要件を緩和することにより実施する予定であるので、ご留意願いたい。

なお、これらの経費は、グループ型小規模保育事業も同等に取り扱う予定としているので、将来の需要を見込み、積極的な事業の推進をお願いしたい。

《主な改正点》（関連資料1参照）

- ① 平成23年度予算案
連携保育所経費の増、家庭的保育補助者経費の加算
- ② 安心こども基金（改修事業、賃借料補助事業）
待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する自治体において、平成23年度より補助率の嵩上げ要件の緩和、賃借料単価の引上げを予定
- ③ NPO法人等への事業委託
安心こども基金にて試行的に実施していたNPO法人等への委託について、平成23年度より保育対策等促進事業の要件緩和にて実施予定
- ④ 連携先機関の拡大（平成22年11月から）
相談・指導、代替保育等、家庭的保育者への支援を行う「連携保育所」の規定について、一定の要件を満たした幼稚園についても認め、また、市町村自らが支援体制を図る場合においても国庫補助対象とした。

(2) 病児・病後児保育事業について

① 非施設型（訪問型）について

平成23年度より医療機関・保育所等にて実施する施設型に加えて、非施設型（訪問型）をモデル的に実施することとしているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

その内容は、看護師等が医療機関等と連携し、対象児童の自宅に訪問する事業を実施するとともに、その安全性、安定性及び効率性等について検証するための事業を行うこととしている。（関連資料2参照）

② 利用料について

本事業に係る利用料については、事業費の2分の1相当の額が適当であると周知しているところであるが、低所得者（生保世帯、市町村民税非課税世帯）に対しては、実施施設の判断により利用料の減免ができるよう、平成21年度より減免分についても国庫補助することとしているので、引き続き、適切な利用料の設定を行っていただくよう、管内市町村及び実施施設への周知方よろしくをお願いしたい。

③ 体調不良児対応型の実施要件について

体調不良児対応型については、これまで実施要綱に定める要件のほか、採択基準（国庫補助を受けるための要件）を別途定めていたところであるが、平成23年度においては、これらの要件について、実施要綱に新たに規定することとしたので、ご留意願いたい。（関連資料3参照）

(3) 保育所運営費の改善について

待機児童の解消を図るため、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育所等の受入れ児童数（毎年約5万人）の増に伴う運営費の拡充を図ったところである。

また、平成23年度より、4月2日生まれの児童に対する保育単価の適用年齢を見直し、学校教育法に基づくクラス編制の実態との整合性を図ることとしている（関連資料4参照）が、詳細な取扱いについては、2月末を目途にお示しする予定の交付要綱等の改正（案）をご覧いただきたい。

(4) いわゆる「宅幼老所」をはじめとする共生型サービスの推進について

共生型サービスには、個々のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するための地域ケア拠点として、高齢者や児童などが、住宅地等に立地した安全に配慮された建物で、かつ家庭的な雰囲気の中で運営する取り組みなどがあるが、今国会において、菅総理から、これらの「共生型サービス」の推進は重要な方向であり、高齢者、児童などの各種施策を生かしながら、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組みを評価し支援していく旨の答弁があったところである。

例えば、長野県では、身近な生活圏域に居住する高齢者、障害児・者、乳幼児などが小規模で家庭的な雰囲気の中で、個々のニーズに応じたサービスを

受けることのできる「宅幼老所」と呼ばれる取り組みを県単独事業として実施している。

現行制度において、こうしたいわゆる「宅幼老所」を運営する場合、子育て支援施策の観点からは、所要の要件を満たせば、子育て支援交付金（仮称）の「一時預かり事業」の対象となりうることなどから、各都道府県におかれては、管内市町村に対し、こうした取り組みや当該支援制度の一層の活用を周知していただき、指定通所介護事業所の取り組みと併せた「宅幼老所」など、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組みの普及推進につなげていただきたい。

3. 幼保一体化について

(1) 認定こども園の状況について

認定こども園の認定状況については、平成18年10月1日の法律施行以来、平成22年4月1日現在で532件の認定があり、今後、2,000か所以上とすることを目標としているところである。(関連資料5参照)

各都道府県におかれては、今後とも、利用者や事業者(施設)等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取り組みをお願いしたい。

特に、会計処理、税制上の取扱いについては、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取扱いについて」(平成19年4月6日雇児保発第0406002号)、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」(平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第0420001号)を踏まえ、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っており、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載しているところである。各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供されたい。

(参考)

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.go.jp/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.go.jp

(2) 幼保一体化の検討について

政府としては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムについて、平成22年6月29日に少子化社会対策会議において決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づき、幼保一体化の具体的な制度の詳細について、「子ども・子育て新システム検討会議」の下に置かれた幼保一体化ワーキングチームを中心に検討しているところである。

今後、所要の法案を国会に提出するため、更に検討を進めていくが、子ども・子育て新システムの実施主体は市町村であることから、制度の施行に向け、各都道府県、市町村との緊密な連携を図る必要があると考えており、情報提供等積極的に行ってまいりたい。

なお、これまでのワーキングチームにおいて提出された資料や議論の経過等については、とりまとめである内閣府のホームページにおいて、公開しているところであるので、各都道府県におかれては、関連する情報を幅広くご承知いただきたい。

(参考)

- 内閣府 子ども・子育て検討会議ワーキングチーム開催状況
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

4. 地域主権改革及び構造改革特区について

(1) 地域主権改革について

① 地域主権改革推進法案（平成22年通常国会提出）について

平成21年10月の地方分権改革推進委員会「第3次勧告」により、保育所の基準について、廃止又は条例委任するとされたことを受けて、同年12月に「地方分権改革推進計画」を閣議決定したところである。「地方分権改革推進計画」においては、保育所の最低基準は条例で都道府県等（都道府県、政令指定都市、中核市）が定めることとし、その際、保育士の配置基準、居室の面積基準、保育の内容（保育所保育指針）、調理室などについては、国の基準と同じ内容でなければならない「従うべき基準」とし、屋外遊戯場の設置、耐火上の基準などのその他の基準については、国の基準を参考にすればよい「参酌すべき基準」とすることとした。ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる「標準」とすることとした。（関連資料6参照）

これらに係る所要の法律案は、平成22年通常国会に提出されており、現在継続審議中である。今後、それぞれの条例により、適切な基準を定めていただく必要があり、その際には、引き続き保育の「質」が確保されるために適切な措置を講じていただくようお願いしたい。

② 今後の地域主権改革について

平成22年6月22日に「地域主権戦略大綱」が閣議決定されたが、大綱においては、地域主権改革の推進に関して、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置が定められたほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸問題に関する取組方針が明らかにされたところである。

保育施策に関しては、児童福祉法の規定により特定都道府県及び特定市町村において策定している保育計画の公表について、関連する規定を努力・配慮義務化する方向で、現在所要の法案について、検討しているところである。（関連資料6参照）

(2) 構造改革特区について

① 保育所における給食の外部搬入について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成22年2月4日の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会における結論として、3歳以上児については、地域を限定することなく全国において公・私立ともに外部搬入方式を採用することを可能とし、3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村に限り外部搬入方式を採用することが可能（私立は自園調理）との意見がとりまとめられた。

これを受けて、平成22年6月1日に、関連する省令改正を行ったところであり、各都道府県に対しては、「保育所における食事の提供について」

(平成22年6月1日雇児発0601第4号)において、通知したところである。

(関連資料7参照)

家庭における食育の機能が低下している中で、保育所において乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等について、しっかりと実施していくことが求められる。各市町村におかれては、これらの観点を踏まえ、適切な給食の提供をお願いしたい。

② 保育所における保育士配置要件の緩和事業（看護師等の配置）について

これまで、保育所の保育士の配置に関して、乳児を6人以上入所させる保育所が、乳児の保育に看護師を配置している場合は、1名に限り、保育士の配置基準上保育士と見なしてよいこととしていたところ、乳児6人未満を保育する場合においても、同様の措置を行えるよう、構造改革特区の提案があったところである。

これを受けて、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）により、「保育所における看護師配置補助要件の緩和」が新たに特区において講じるべき規制の特例措置として決定された。

(関連資料8参照)

厚生労働省としては、平成22年10月14日に、所要の省令改正を行ったところである。各都道府県におかれては、本事業が円滑に実施できるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

③ 保育所を運営する法人の評議員の設置及び経理区分の明確化の緩和について

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針において、保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業又は地域子育て支援拠点事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外するとされた。

これを受け、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成22年10月14日雇児発1014第3号）及び「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について（平成22年10月14日雇児保発1014第1号）において、保育所を運営する事業と併せて、一時預かり事業又は地域子育て支援拠点事業を行っている社会福祉法人については、評議員会の設置及び各事業の経理区分の明確化を求めない旨通知したところである。**(関連資料8参照)**

各都道府県におかれては、これらの通知の趣旨をご理解の上、保育所を運営する法人の適切な指導監督に努めていただくようお願いしたい。

5. 保育所等における安全管理及び事故防止について

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従前よりご尽力いただいているところであるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故等の主なものは、

- ① 午睡中に保育士が異変を発見し、病院搬送後亡くなった。
- ② おやつをのどに詰まらせ、窒息し亡くなった。
- ③ ポット等が倒れてお湯がかかり火傷。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

今後とも、貴管内の保育所等に対し、事故の発生防止に努めるよう指導方願います。

また、「保育所保育指針」（平成20年3月28厚生労働省告示第141号）の「第5章健康及び安全」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

なお、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により事故等が発生した場合の報告様式を定めているので、引き続き周知徹底を図るとともに、迅速な報告をお願いします。

（参考）

- 平成21年12月から平成22年12月までに厚生労働省に報告があった
事故件数 50件

	骨折	死亡	火傷	その他	意識不明	計
認可保育所	28	5	2	3	0	38
認可外保育施設	3	7	0	0	2	12

（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調）

6. 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの策定について

平成21年4月1日に施行された「保育所保育指針」において、健康及び安全についての規定の充実と、「保育所保育指針解説書」でのアレルギー対応についての明記が図られたところである。

また、保育所保育指針の告示化と同時に策定された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」において、平成22年度中に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（仮称）」についても策定することとされた。

現在、アレルギー対応ガイドライン作成検討会において、ガイドラインの内容について検討しているところ（[関連資料9参照](#)）であり、平成22年度中に策定・公表し、各都道府県等あて通知する予定である。各都道府県におかれては、子どもの健康と安全を確保する観点からも、このガイドラインを参考に、アレルギー対策について万全の対応を図られるようお願いしたい。

7. 認可外保育施設に対する指導監督について

事業所内託児施設を含む認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、平成20年度の認可外保育施設の点検結果においては、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設（届出対象施設）のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は52%（1,965か所）、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が37%（519か所）であり、平成22年度から改善したものの、依然として低い水準にある。

一方で、多数の死亡事故が発生しているほか、滞在期間が数年にもわたる長期滞在児の存在が明らかになるなど、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

このため、都道府県等におかれては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求める必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しが無いなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、届出対象であるか否かにかかわらず、適切な指導監督の実施をお願いする。

さらに、急な事業廃止により、保育を利用する者が緊急に他の保育手段を選ぶ必要が生じることなどによって、子どもの育ちに影響を与えるなど、不適切な事例が生じていることも踏まえ、特段のご指導をお願いしたい。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。